

北海道蘭越高等学校いじめ防止基本方針

1 学校いじめ防止基本方針

(1) 基本理念

いじめは、冷やかしからかいなどのほか、インターネットなどを介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめ問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「北海道蘭越高等学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) 本校及び本校教職員の責務

- ・本校及び本校教職員は、在籍する生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
- ・本校及び本校教職員は、教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つとの認識のもと、生徒一人一人についての理解を深めるとともに、生徒との間の信頼関係の構築に努めなければならない。

(4) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用になったりする。

②いじめの要因

- ・いじめの衝動を発生させる原因として以下のものなどが考えられる。
- ・心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）

- ・集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
- ・ねたみや嫉妬感情
- ・遊び感覚やふざけ意識
- ・金銭などを得たいという意識
- ・被害者となることへの回避感情など。

（５）いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

（６）いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされていること。

①いじめに係る行為が止んでいること。

- ・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
- ・期間は、少なくとも３か月を目安とする。ただし、状況によっては、長期の期間を設定すること

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

- ・被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。
- ・被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保すること。

３ いじめ防止の指導体制・組織的対応

（１）日常の指導体制

- ・一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
- ・日常の指導体制は以下の通りとする。

別紙１ ※いじめ防止委員会の設置

（２）緊急時の組織的対応

- ・いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

別紙２ ※いじめ対策委員会の設置

4 いじめの予防

いじめ問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施（前後期それぞれ1回）

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・PTA研修会の実施

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である

(1) いじめの発見と見逃しゼロ

学校の全ての教育活動において、生徒の会話や動きを注意深く観察し、「いじめチェックリスト」（別紙3. 4）等を用いていじめの兆候を見逃さず、いじめの積極的早期発見といじめの積極的認知（「いじめ見逃しゼロ」）の徹底に努める。また、生徒が自らの心の危機に気づき、信頼できる大人に相談できる力を培うことができるよう、生徒の自殺を予防するプログラムやSOSの出し方に関する教育の推進に努める。

- ・ホームルーム担任は、SHRや昼休み、放課後等における生徒の動向や会話を観察する。
- ・教科担任は、授業中の生徒の動向や会話に留意するとともに、授業に向かう際や授業を終えた際には、廊下での生徒の動向や会話に留意する。
- ・部活動顧問は、部活動中の生徒の動きや会話に留意する。
- ・養護教諭は、生徒のいじめの訴えを聴くとともに、生徒の会話の中から他の生徒間のいじめの情報を入手する。
- ・スクールカウンセラーは、生徒のいじめの訴えを聴くとともに、生徒の会話の中から他の生徒間のいじめの情報を入手する。
- ・教職員は、放課後や学校外での本校生徒の動向や会話に留意する。
- ・保護者とは緊密に連絡を取り合い、家庭内での様子の変化を敏感に察知する中で、いじめの早期発見に努める。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙 3

(3) 教室・家庭でのサイン

別紙 4

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・面談の定期的実施（前後期それぞれ 1 回）

(5) 定期的調査の実施

- ・アンケート調査の実施（道教委のアンケート等）

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・年次進行時の引継ぎ

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

②いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。また、必要により校長による懲戒処分をもって臨む。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止

めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

②いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・関係機関等と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけで解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①教育局との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする。掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリングによる未然防止
- ・保護者の見守り

②情報教育の充実

- ・教科「情報」における情報モラル教育の充実

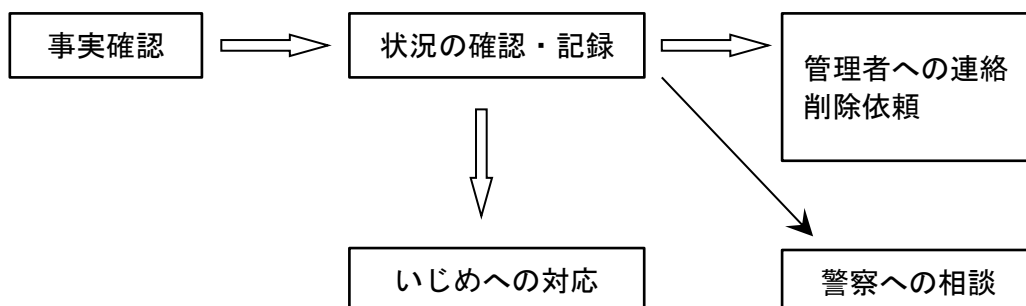
③ネット社会についての講話

(3) ネットいじめへの対応

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール（本校独自及び道教委からの情報提供）

②不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、教育委員会に報告するとともに教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

(3) 警察との連携

いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた生徒の命や安全を守ることを最優先対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相

談・通報し、連携して対応します。

9 その他留意事項

①校内研修の充実

教職員の共通理解を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

②学校評価

いじめ防止のための取組について評価項目に位置づけ、検証を行う。

- ・学校自己評価の実施
- ・学校関係者評価の実施
- ・学校評価アンケートの実施

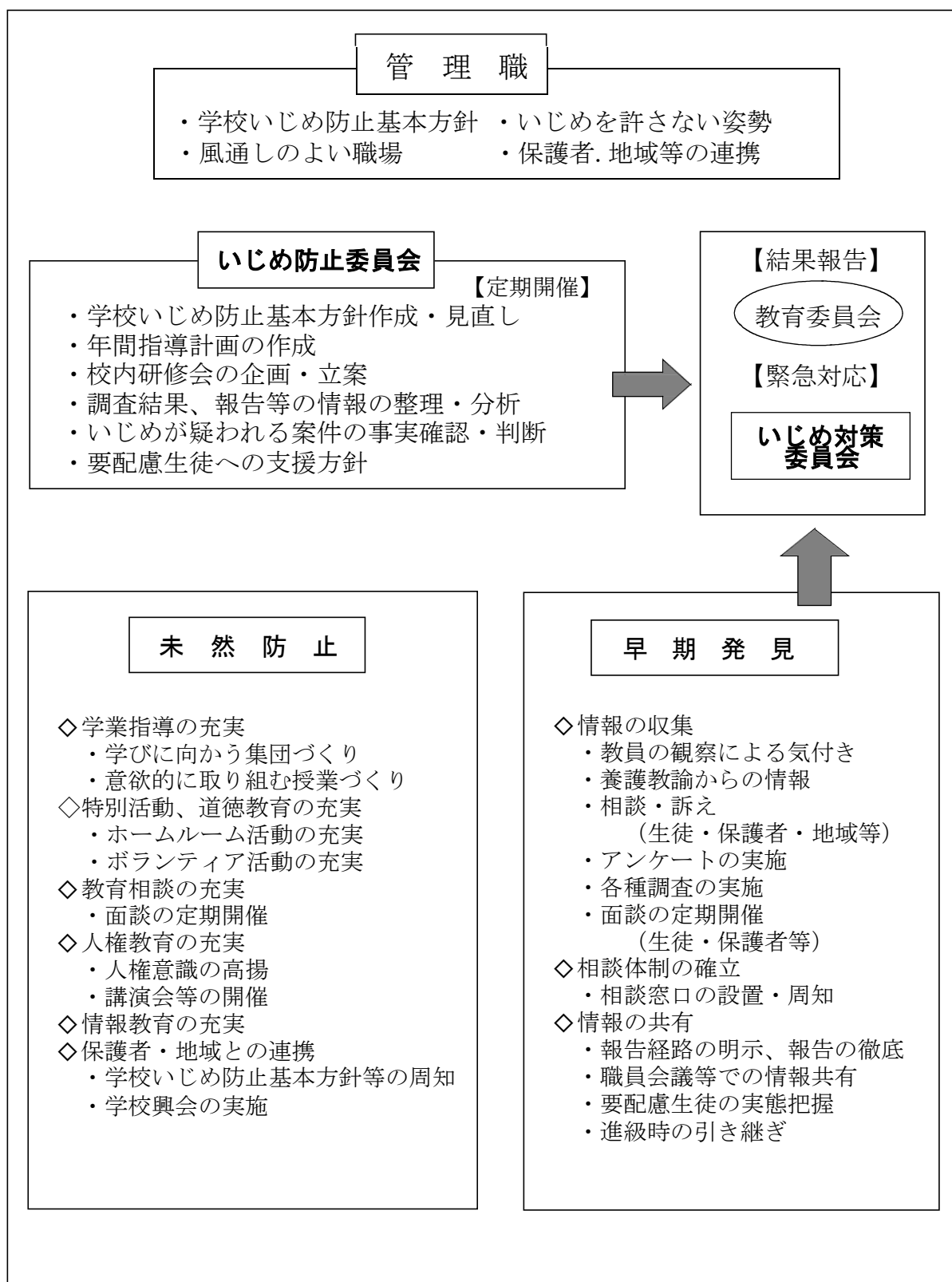
③地域や家庭との連携について

本校の「いじめ防止基本方針」について、次の機会を通して保護者や地域の理解を得ることとする。

- ・学校評議員会
- ・父母と先生の会総会
- ・本校ウェブページ
- ・父母と先生会通信など

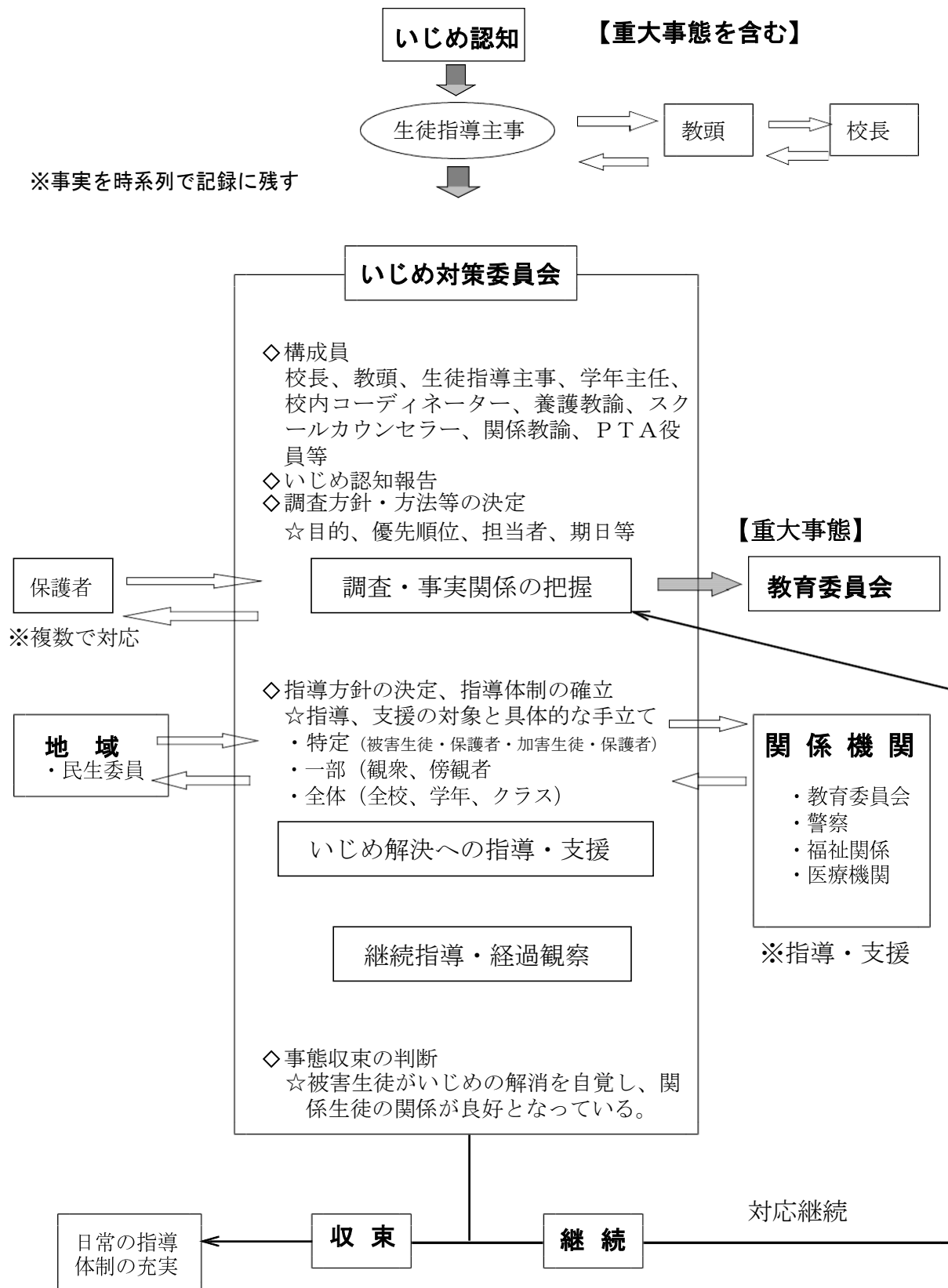
別紙 1

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



別紙 2

緊急時の組織的対応 (いじめへの対応)



別紙 3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の S H R	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机の周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
休み時間等	給食時にいたずらされる。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っている表情がさえない。 衣服が汚れたりしている。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

	サ イ ン
	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散する。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

	サ イ ン
	嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。 ----- 壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

	サ イ ン
	学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラス・担任等の不平・不満を口にするが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあったりする。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 ----- 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。 ----- 学習時間が減る。 成績が下がる。 ----- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。